



監督署の窓

最低賃金を考える

愛知県最低賃金が時間額750円に改定され、先月(10月)7日から効力が発生しました。

それまでの745円から5円のアップとなり、その前年のアップ額13円と比べると少額の改定にとどまりました。

本年度の中央最低賃金審議会の答申では、愛知を含むAランクについては4円、BからDランクについては1円の目安を示していました。

また、地域別最低賃金額が生活保護水準を下回

っている北海道、宮城、埼玉、東京、神奈川、京都、大阪、兵庫、広島、9都道府県については、この解消を念頭に置きつつも、労働者の生計費のほか労働者の賃金、通常の事業の賃金支払い能力をも含めて総合的に勘案して決定されるべきだとしていました。

さらに、東日本大震災により、経済・企業・雇用動向等に甚大な影響が生じた地域においては、上記目安を踏まえつつも、被害状況等に十分配慮し、また、今後の復旧・復興状況も見据えつつ適切な審議が行われることを求めています。

愛知県最低賃金は目安に比べるとプラス1円の増額改定です。

愛知県最低賃金の時間額745円は東京、神奈川、大阪、埼玉、京都に次いで高い方から全国6番目に位置します。

Bランクの埼玉、京都より低い額ですが、両府県とも地域別最低賃金が

生活保護水準を下回っていたことから、埼玉は9円アップしましたし、京都は今年度の引き上げ額は2円にとどまったものの、昨年度に20円の大幅アップの改定をしています。

最低賃金については、平成22年6月18日に閣議決定された新成長戦略では、「できるだけ早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、全国平均1000円を目指す」としています。

地域別最低賃金の全国加重平均額は平成19年度14円、20年度16円、21年度10円、22年度17円と二桁の引き上げとなり、平成22年度は730円まで上昇し、今回の改定で737円となりました。

しかし、岩手、高知、沖縄645円が全国最低額ですの、800円には遠く及びません。

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以

上の賃金を労働者に支払わなければならないとするものです。

仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

労働基準監督署においては毎年最低賃金の履行確保を主眼とした監督指導を実施していますが、昨年度の当署の監督指導結果では最低賃金額未満の賃金を支払っていた事業場が9・52%ありました。

愛知県全体を見ても毎年10%前後の違反率とな

っています。

皆さまの事業場におかれましては、愛知県最低賃金の時間額750円を下回っていないか今一度ご確認いただき、下回っている場合には速やかな改定と不足額の追給をお願いいたします。

なお、愛知県においては、特定(産業別)最低賃金が7業種に設定されており、地域別最低賃金より高い額が設定されていますのでご注意ください。

特定(産業別)最低賃金は12月に改定される予定です。

中小企業事業主の皆さまへ

最低賃金

ワンストップ^{無料}相談

スタート!

愛知県最低賃金総合相談支援センター
〒464-0032 名古屋駅前区三栄ビル1号(愛知商工会議所労働センター内)
TEL 052-881-1810

愛知県最低賃金相談支援コーナー
〒460-0006 愛知県花田町字石塚4-2番地(1)
(豊橋商工会議所 2階情報センター)
TEL 0532-533-7211

経営面から労働者がワンストップで相談できるのが助かる。

中小企業主のみなさんへ

愛知県労働基準監督署